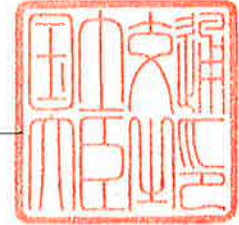


国海員第 2 2 3 号
平成 2 9 年 1 0 月 1 8 日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 2 9 1 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
NSI 株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目1番地9日光ビル
岡山海運株式会社	岡山県倉敷市水島海岸通二丁目1番地27
西崎汽船株式会社	広島県広島市西区横川町三丁目7番14-203号
洞海マリンシステムズ 株式会社	福岡県北九州市若松区久岐の浜7番1号
松村海運有限会社	鹿児島県鹿児島市宇宿二丁目14番26号